

知床の保護を考える






中川 元



— 知床国有林

伐採問題を

契機に —

-  知床国立公園特別保護地区
-  知床国立公園特別地域 (第1～3種)
-  遠音別岳原生自然環境保全地域

図A 知床国立公園及び遠音別岳原生自然環境保全地域

一、はじめに

一九八六年から八七年にかけて、全国的な反響を呼んだ知床の森林伐採問題―林野庁による第五次網走地域施業計画にもられた知床国立公園内国固有林からの一〇年間にわたる伐採計画―のゆくえは、現在もなお流動的である。計画が公表された一九八六年一月以降、伐採に反対する運動は地元斜里町から全道に、さらには全国へと広がっていった。この問題は知床という我が国の原生的自然を代表する地域で起こったこと、全国的な森林の荒廃と行き詰まった国有林経営など一地域にとどまらない問題を内包していたことなどから、広く国民の関心を呼ぶところとなった。マスコミや様々な誌上で論争が展開され、自然保護団体によるもののほか、林学者や生物学者らによるシンポジウムも各地で開催された。

こうした議論がまだ続けられていたさなか、林野庁北見営林支局は、多くの世論に逆らう形で一九八七年四月、計画の初年度分の伐採を強行した。警察力に守られてのこの伐採強行は全国の国民から批判を浴びたことはもちろん、地元住民からも強い疑問の声が出された。その直後に行われた斜里町長選挙で、伐採容認の現職が破れ、伐採反対運動の先頭に立ってきた午来昌前知床自然保護協会会長が当選したのもその現れのひとつといえる。新町長は当選後、あらためてこの問題を検討し、一九八七年一月に町として公式に伐採計画に反対する意志を明らかにした。

一方、林野庁は一九八七年一〇月「林業と自然保護に関する検討委員会」を発足させ、自然保護を重視した森林施業について専門家に提言を求めることとした。この検討委員会では具体的な事例について



海から直接山岳へと移行する知床の代表的景観（硫黄山沖より）

も議論され、知床の伐採については委員から厳しい批判の意見が出されたという。しかし現時点（一九八八年三月）において、林野庁は残る昭和六三年度以降の伐採計画について結論を出していない。

知床の伐採問題は、森林保護や野生動物保護のありかた、国立公園の保護管理のあり方など様々な問題を我々に投げかけた。この問題を契機に今後、知床半島の自然保護をどう進めていくか、その基本的考え方や具体的方法について考えることが、今重要である。本稿では最初に知床の自然環境の特性とその価値についてふれ、続いて知床の保護のあり方を考えるに当たつての基本的な事項について検討し、今後の議論のたたき台としたい。

二、知床半島の自然環境の特性と価値

知床半島は新第三紀そしてそれに続く第四紀の火山活動によって作られた半島である。海から山脈が直接突き出た形となっており、地形は急峻で平地はほとんど無い。半島の中軸から流れ出る河川は流路が短くほとんどが急流であり、深い沢を削って海へ落ちる。知床の原始的で野性味あふれる自然景観は訪れる人を魅了するものである。海に突き出た半島で、しかも高い山脈が中央に連なっていることから気候は海の影響を強く受け、半島内で地域差が大きいことが特徴である。各季節の気温や降水量は半島の羅臼側とウトロ側で、また、山岳部と海岸部では大きく異なっている。また、オホーツク海特有の気象現象である流氷が、冬期知床半島周辺を取り囲むことも知床の大きな特徴である。

知床半島の植生は、山麓にはミズナラやハリギリ、トドマツ、イチイ等からなる針広混交林、標高のやや高い部分にはエゾマツやトドマツからなる針葉樹

林が分布している。その上部は伏生したダケカンバ林、そして最上部にはハイマツ群落広がっている。知床半島では北海道の内陸部よりも植物の垂直分布が著しく下がっていることが特徴である。ハイマツ群落は尾根の部分では標高わずか六〇〇m付近から分布し、ダケカンバ林は標高三〇〇m位から現れる。したがって、半島全体として、ハイマツ群落や高山の風衝地、伏生したダケカンバ林の占める面積が大きく、針広混交林などの森林帯はその周囲に帯状に分布しているのが特徴である。森林帯は半島の先端部へいくほど小規模となり、断崖の上部や沢沿いに張り付く様に分布している。

知床の自然の最も大きな特徴で、かつ貴重なのはここに見られる原生的な動物群集である。この百年の開拓によって北海道のほとんどの地域から失われた北海道本来の動物群集が知床には残されている。開拓の初期にすでに北海道から絶滅したエゾオオカミや知床にはもともと生息しないナキウサギを除くと、北海道全域にかつて生息していた陸生哺乳類及び鳥類のほとんど全ての種が知床には残されている。海岸地域のオジロワシや、河川流域のシマフクロウなどすでに北海道の限られた地域にしか生息しない大型の猛禽類が知床では繁殖している。ヒゲマは海岸から高山帯に至る広い環境に生息し、沿岸海域にはトドやアザラシ類などの鳍脚類が多い。このように知床の様々な環境には、それぞれ食物連鎖の頂点に立つ猛禽類、食肉類が備わっている。このことは中小の動物を含め知床の動物群集が原生的な状態で保存されていることを示している。

加えて、知床の野生動物の生活様式も原生の姿をとどめている。かつての北海道のほとんどの川がそうであったように、カラフトマスやサクラマス、そ

してサケの群れが遡上し、自然産卵する河川が知床には残されている。そこでは、川を上った魚はシマフクロウやヒゲマなど猛禽類や陸上の食肉類の重要な餌となっている。知床にはエゾシカも多いが、ヒゲマによるエゾシカの捕食も確認されている。オジロワシは海岸断崖のウミウやオオセグロカモメの集団営巣地を餌場とし、コロニーを襲って捕らえた海鳥やその雛がオジロワシの巣に運ばれる。流水とともに知床半島沿岸に渡来する二千羽のオオワシは水下の豊富な魚類を餌とし、氷上でアザラシ類の幼獣も襲う。流氷期、大きな群れで回避してくる海獣類も同様に、氷下の豊富な生物相を餌としている。

この様に、北海道本来の動物群集がセツトで残されて来たこと、その生活様式が原生の姿をとどめ自然本来の種間関係が保たれていること、それが知床の最も大きな特徴であり、他の地域では得られない知床の価値といえよう。

三、現行の保護制度の限界と問題点

知床半島は面積約一〇万ha、そのうち中央部以先の三万九千haが国立公園に指定されている。一九六四年（昭和三九）に指定された知床国立公園は原始的な景観保護を明確にうちだした国立公園として全国でも特異な存在である。一方で、自然公園法が保護と利用を目的としているだけに、知床国立公園においても利用側面や産業活動との調整を含んでいることは他の国立公園と同様である。指定時における知床国立公園計画には半島先端部の園地やルシヤ・ルサ間の車道など奥地の利用施設が多数含まれていた。その後一九七八年に公園計画の見直し作業が始まり一九八四年に現在の公園計画に改訂された。この改訂により奥地の利用施設が削除され、地域区分

においても知床百平方メートル運動地や知床横断道路沿線が第三種特別地域から第二種へと格上げになるなど、保護面での前進と利用面での抑制がなされた。しかし森林帯の保護という面では不十分な改訂に終わり、後に問題を残すことになった。それは次の理由による。

知床国立公園の特別保護地区は公園面積の五〇％をこえ、わが国の国立公園ではその占める割合が最も高い。しかし、特別保護地区の多くはハイマツ帯、ダケカンバ帯などの高山・亜高山植生地域であり、羅臼岳山麓の森林帯やルシヤ・ルサ低地帯など動物保護上重要な、まとまった面積をもつ森林帯はいずれも第三種特別地域にとどまっている。このことは地域区分において利用面、特に森林経営を優先して考慮されたからにはほかならない。国立公園として本来重視されるべき景観の質や動植物の生息状況が二の次にされてきたといえる。林業面で有用樹の豊富な森林帯はそこに生息する動物の保護は考慮されず皆伐も可能な第三種特別地域になっているのである。「施業の行われない除地は特別保護区となりうるが、どんなに優れた森林と判断されても、森林経営上の予定があれば第三種地域にならざるを得ない」(俵、一九八七)のが日本の国立公園の現実である。

純粹に自然保護を目的とした法律といえる自然環境保全法に基づく保護区として遠音別岳原生自然環境保全地域(一、八九五ha)が指定されている。原生自然環境保全地域は、人為による自然改変をいっさい禁止しており、わが国では最も厳格に保護されている地域である。しかし、遠音別岳原生自然環境保全地域は高山のハイマツ帯の指定であり、保全地域を取り囲む周辺の森林帯はいっさい保護の網はかかっていない。周辺の森林は林業地帯として大面

積の伐採や植林が以前から続けられている。ハイマツ帯に生息する動物は季節的に隣接する森林や山麓の環境を利用しており、原生自然環境保全地域の動物保護のためにはその地区のみの保全では完結したものになり得ず、周辺の保全対策が重要である。

知床鳥獣保護区は鳥獣保護及び狩猟に関する法律に基づき、一九八二年に指定された国設の鳥獣保護区である。面積四万三千ha、全国でも大規模な鳥獣保護区の一つであるが、その区域の大部分は知床国立公園と重複している。設定区分は、「特

定鳥獣生息地の鳥獣保護区」とされ、オジロワシやシマフクロウなどの生息地の保護に主眼がおかれている。しかし、鳥獣保護区は鳥獣の捕獲の禁止が柱であり、生息環境の保護の面では無力である。

この面で有効なのは、動物の保護増殖に影響を及ぼす立木の伐採や工作物の設置などの行為に許可を必要とする鳥獣保護区特別保護地区である。知床鳥獣保護区のうち一九、三五七haが特別保護地区に指定されているが、その範囲は国立公園の特別保護地区と重複している。このため山麓や海岸部にあるシマ



海岸断崖とそこに作られたウミウのコロニー

フクロウやオジロワシの生息地の多くは特別保護区から外れており、実効のある区域指定とはなっていない。

このように、知床における現在の保護制度は目的の少しずつ異なるいくつかの法律の組合せによってなされている。知床の保護制度は北海道の他の地域に比べ特に遅れているとはいえないものの、いまだ充分なものといえず、今後も保護上の問題が起きる要素を含んでいる。国立公園第三種特別地域内での今回の国有林伐採計画も現行の保護制度上は許される範囲にあり、林野庁はその正当性をくりかえし主張してきた。このことは反対に、現行制度上は許容せざるを得なく、また、計画をチェックする第三者的機関も実質上無いに等しい現在の保護制度の不完全さを明らかにしたといえる。区域の線引きに当たって動物学者や植物学者の意見が反映していないことが第一に問題であるが、さらに関係する官庁間の力関係においても、環境庁や自治体は「地主」の林野庁に対して全く非力な立場にあるのが現実である。国立公園の区分や鳥獣保護区など保護のための線引きが、森林経営のためのゾーニングである林班界を境界とせざるを得ないことも、歴史的に立ち後れ、独自の調査資料に乏しい保護行政側の弱さの現れといえる。

四、知床の保護を考えるに当たって

知床の保護を考えるに当たって重要なことは、知床半島全体の自然環境や動物の生態を理解した上で個々の問題や地域の保護を考えることである。知床

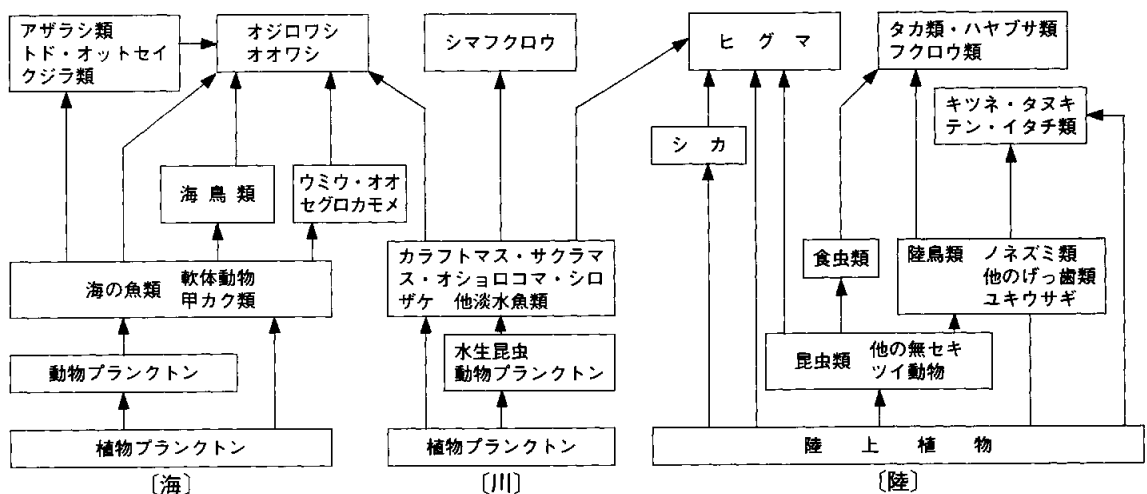
国有林の伐採問題ではシマフクロウなど特定の動物や、伐採予定地内の生息の有無など、限定した内容で議論される傾向があった。林野庁の実施した動物調査もシマフクロウとクマガゲラなど特定の種についてのみ、しかも初年度の伐採予定区域に限って実施したもので、伐採の是非を論ずるには全く不十分なものであった。先に述べたように知床の価値は稀少動物の生息それ自体にあるのではなく、その稀少動物を含め自然本来の動物群集が欠けることなくセツトで残っていることにある。そして彼らが自然本来の種間関係を保ちながら本来の生活様式を保存してきたこと、それを可能にした原生的な自然環境がまともに残されてきたことにある。

こうした動物群集の保護の観点から考えると、ある特定の環境や種に限定した保護策では完全なものにはなり得ない。多くの鳥類やヒグマ、エゾシカ等の動物保護のためには連続した環境の保護が考慮されなければならない。原生的自然が海岸から高山に至るまで連続して残されてきた知床ではこうグマは季節的な食物資源の分布に応じて海岸線から稜線まで様々な環境を垂直的に利用している。知床の動物保護のためには連続した環境の保護が考慮されなければならない。原生的自然が海岸から高山に至るまで連続して残されてきた知床ではこうした保護策が可能であり、さらにそれが可能な地域はわが国では知床において他には残されていないとすら言える。

一方、知床半島では半島基部や沿岸部を中心に各地域で様々な生産活動がおこなわれている。世界的にも貴重な知床の自然を守っていくことは重要であるが、保護が地域住民の生産基盤や生活権をおびやかすものであってはならない。このために実際的に

図B

知床半島の食物連鎖





オシロワシ

は知床半島全体を具体的な保護目的によって適切なゾーニングを行い、保護の厳密さと利用のあり方に勾配を設けることが必要となろう。そのうえで、保護と利用の調整を必要とする地域では、充分な調査研究をベースに関係者の合意を得ながら自然保護と生産活動との共存の方法や技術を確立していくことが重要である。(注2)

保護管理の内容について渡邊(一九八七)は欧米の自然保護を例に保護目的に応じて五つの管理概念を提示している。それは、①いっさい手を加えない Preservation(保存的自然保護)、②保護対象物の保全にマイナスに作用するものに対してはその原因を除去する行為を施す Protection(防衛的自然保護)、③積極的に管理の手を施す Conservation(保全的自然保護)、④保全対象をある水準に保つたり元の状態に回復させるための積極的な行為を施す Restoration(復元的自然保護)、⑤失われた自然を機能的に同じレベルに造成しようとする Rehabilitation(再生的自然保護)である。知床半島の保護を考えると、これらの管理概念をどう適用すべきだろうか。

すでに Preservation や Protection により厳密な保護管理のなされている地域としては遠音別岳原生自然環境保全地域や知床国立公園特別保護地区がある。さらに動物保護上重要な森林帯でありながら現在は第三種地域や全く保護の網のかかっていない地域の中に、この二つの概念による保護を必要とする場所が少なからず存在する。Restorationによる管理を必要とする地域として、知床百平方メートル運動地があるが、当面は原植生に近い形で第一世代の森林を作ることが目標となる。現在もおお崩落を続け無惨な傷跡をさらす知床林道は Rehabilitationによる緑化、

修復を必要とする地域といえる。

Conservationの概念にもとづく保護管理、つまり積極的に様々な技術を用い人手を加えて自然保護の目的を果たすことは、知床においてもすでに行われており、活発な生産活動の行われている半島基部や周辺海域では特に重要である。しかしこの概念は非常に多様で幅広い内容を含む。しかも、具体的な管理方法、技術が必ずしも確立していない場合が多い。保護上重要な地域に安易にこの管理概念を持ち込むことは、はなはだ危険な場合すらある。

林野庁が知床国立公園内の伐採の根拠としている「森林の活性化」論も林野庁の考えるConservationの一つと言える。林野庁も自然保護団体と同様に森林保護を主張してきたのである。一部には「手を入れなければ知床は枯木の山になる」といった極論まで生まれてきた。森林に手を入れる根拠として何度も引合いに出されたのが、一九五四年の台風による道内国有林の森林被害である。これについても広葉樹の多い知床の森林に当てはまるかどうか甚だ疑問が大きい。この台風で国有林に被害量が特に多かったのは、材質的に脆弱であり、かつ浅根性のトドマツ、エゾマツが多かったからである。被害木の大部分を針葉樹が占め、広葉樹の多い森林は被害が少なかったのである(北見営林局、一九六八)。また、東大北海道演習林において、一九八一年の台風によって壊滅的な被害を被ったのは、最も手を加えて森林活性化に努めていたところの天然林施業の中核部地帯であったという(北尾、一九八七)。知床の広葉樹の大木中心の択伐が、風害に強い森林を作るという林野庁の説明をそのまま受け入れることはできない。天然林施業のように試行錯誤を伴うような未確立の技術が、保護上重要な地域に十分議論されぬまま

持ち込まれるところにConservationの幅の広さと危うさがある。未成熟なConservation技術による管理の危うさは森林管理面だけではない。有害鳥獣駆除や生息数管理など動物の保護管理面でも考えられる。

Conservationが、必ずしも保護目的に沿って適正に行われない理由の一つは、管理目的にせよ、収穫(伐採あるいは捕獲)された立木や動物は「資源」であり収益を生じることにある。積極的に収益を生み出して管理経費を賄おうということも多い。さらに、知床国立公園内の伐採計画では「自然環境を保全しあわせて、貴重な広葉樹等資源を有効に活用する」(林野庁、一九八六)という内容であり、「環境保全」の言葉の陰にかくれた収益第一主義が強く指摘されたのである。

Conservationの概念の中には資源利用が含まれている。もちろん、農林業地域である半島基部や漁業活動の行われる周辺海域では資源利用と自然保護との調和を目指した管理がなされる必要がある。天然林施業にしても、皆伐が続けられてきた半島基部の森林ではむしろもっと早くから検討されてよかつたといえる。

しかし、保護上重要な知床半島中央部以先の地域では、資源利用を含まず純粹に保護目的により管理がなされるべきである。こうした地域においてさえ資源の有効利用が図られたり、十分な調査や管理技術の確立の無いままに環境に影響を与える管理行為がなされているうちは、自然保護団体の主張がConservationの色彩の濃いものにならざるを得ないといえる。

五、終わりに

知床国有林伐採問題に対して全国に起こった保護

運動のエネルギーはこれまでに例のないものであった。また、この二年足らずの間に発表された知床の保護に関する論説も一地域の自然保護問題としてはこれまでにない多さである。知床の保護の重要性については広く認識されていると考えたい。今後の課題はそれをどう具体的に実現させるかにかかっているといえよう。

幸いなことに地元斜里町民の自然保護に関する意識は高く、自然を守りながら町の発展を考えようとする気運にある。知床百平方メートル運動参加者ら準町民を自認する知床ファンも全国に多い。各分野の研究者や行政機関も含め、知恵を出し合い議論を重ねることが必要である。知床は、本来あるべき理想的な保護管理が確立できる条件をそなえた地域である。(知床博物館学芸員)

〔引用文献〕

- 北見営林局(一九六八) 北見営林局史 北見営林局 三八一頁
- 北尾 邦伸(一九八七) 知床問題を考える 林業経済 四六七・七二―一六
- 佐三(一九八七) 知床国立公園の特性と自然保護強化の必要性 造園雑誌 五〇・一八五―一九〇
- 林野庁(一九八六) 知床の森林施業について(昭和六一年一〇月一七日付資料) 四頁
- 渡邊 定元(一九八七) 自然保護目的管理論 林業技術 五三九・二一―六

〔注1・2〕

具体的な提案については左の文献を参照していただきたい。

- 大藜司紀之・中川元編著(一九八八)
- 知床の動物 北海道大学図書刊行会(四二四頁)